

第 1 2 回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 1 9 年 6 月 2 9 日 (金) 午後 2 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分

第 2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室 (5 階)

第 3 出席者

(委員)

榎戸道也 , 大森紀代美 , 尾崎寛生 , 金谷暁 , 川嶋静夫 , 志和敬子 , 杉山慎治 , 丸山仁 , 山本秀樹 , 吉田誠一 (五十音順 , 敬称略)

(庶務)

佐藤地裁事務局長 , 太田家裁事務局長 , 村川民事首席書記官 , 武田刑事首席書記官 , 島田地裁事務局次長 , 大山家裁事務局次長 , 門脇地裁総務課長 , 穴戸地裁総務課課長補佐 , 工藤地裁庶務係長

第 4 議事

1 開会あいさつ (金谷委員長)

2 新委員の紹介

3 裁判所における取組状況報告等

(1) 庶務担当者から次の報告等がなされた。

ア 前回の委員会以降の広報活動状況等について

(ア) 「裁判員制度全国フォーラム 2 0 0 7 i n 岩手」の開催について

(イ) 小学生を対象とした「春休み親子裁判所見学ツアー」の開催について

(ウ) 憲法週間行事について

イ 第 4 回法曹三者裁判員模擬裁判の実施状況について

ウ 裁判員制度の実施準備のための行動計画について

エ 裁判員制度広報用映画「裁判員 (予告編)」の上映

オ 裁判所における環境対策について

(2) 報告事項等に関する意見交換等

概略 , 次の意見交換がなされた。

これまでの裁判員模擬裁判には , 熱心な方が参加されていたと思うが , 今後の問題として , 熱心とはいえない方にどのように制度を理解してもらい , あるいは参加してもらうかということが重要になってくると思う。裁判員制度を理解してもらうために , 例えば , 先ほど上映した広報用映画などを , 教育の場や職場における研修の一環として見てもらうようにしないと , 裁判所からの働き掛けだけで

は理解を広めていくのは難しいのではないかと。また、裁判所としては、裁判員をやりたくないという人が参加した場合のシュミレーションをしておく必要があるのではないかと。

先ほどの説明では、企業に協力を依頼し、裁判員候補者名簿を作成して裁判員模擬選任手続を実施するということがあったが、企業として、社員を名簿に登載するからには本人に事情を説明することになると思われる。このようにして名簿に登載された方が、裁判所から呼出しを受けた場合に、多忙のために参加できないなどと断りにくい状況になり、シュミレーションがうまくいくのか心配な面もある。

裁判員模擬選任手続については、各企業等に対し、名簿に登載する人を年齢、性別などを考慮することなく選んでほしい旨のお願いをしている。企業等が名簿に登載する人を推薦するときは、本人に説明した上で推薦してくることになると思うが、各企業等には、模擬裁判の実施期日は知らせず、模擬裁判予定日の6週間前に通知を送付して、呼出しすることを考えている。こうすることにより、呼出しを受けた人は、その時点で初めて裁判所に来ることになる日程を知り、参加するための都合がつけられるのか、といったことを調整することになるので、本番に近い形で模擬選任手続を実施できると考えている。また、企業のみでなく、実際に農業に従事している人をも対象とするため、農業協同組合にも働き掛けを行い、組合員である農家の人についても名簿に登載されるよう協力を依頼していると考えている。なお、企業訪問などを通じて、企業で研修を企画してもらえようお願いします、要請があった際には、裁判所だけでなく検察庁とも協力して訪問を実施していきたい。

これまでの裁判員模擬裁判では、裁判員をやってもいい方、あるいは、やる気のある方に参加していただき実施しており、やりたくないという人が参加した場合のシュミレーションでは実施していない。このことは、本番までの難しい課題であると考えているが、模擬裁判で裁判員を経験した人からも、一般の方が裁判員を務めるには厳しいのではないかと、あるいは、やり方を変えた方がいいのではないかとという意見をいただいているので、そういった方の意見を参考にして、できるだけ審理を分かり易くすることを目指して進んでいきたいと考えている。

裁判員制度の開始まで2年を切ったが、一般的に意識は低いのではないかと。企業に対しては、社員が裁判員制度に参加する際の有給休暇制度の導入について検討を依頼し、企業側がこれを題材に組合側と交渉を行えば、組合側の社員にも意識が高まってくるのではないかとと思われる。

これまで、経営者協会及び商工会議所を通じて各企業に対し、有給休暇制度の導入について検討をお願いしてきたところである。また、現在、裁判所が実施している企業訪問においても、依頼しているところであり、それなりの関心を示してくれる企業もあるが、企業規模の違いによって反応に温度差が窺える。

4 議事テーマ「裁判所施設における身体障害者等に対する福祉対策について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち、次の見学及び説明がなされた。

ア 裁判所における各施設の見学及び説明

イ 管内支部等における身体障害者等に対する福祉対策の施設状況について

5 意見交換

概略、次の意見交換がなされた。

現状においては、点字ブロックが途切れ途切れになっている、点字による各部屋の案内表示がない、視覚障害者が一人で書記官室のドアを開けられない、トイレにオストメイトがない、といった点が不十分ではないかと考えた。

障害を持った人と話をする機会があった際に感じたことだが、障害のある方は、出来るだけ他人の援助を受けずに自力で行動したいと考えている人が多いということである。裁判所に来庁して、必要のある部屋に行こうとしたが、点字ブロックが途切れているために職員の方の助けを借りなければ行動できないようでは、障害のある方は、納得しないと思われる。さらにハード面を充実させることが大切だと思う。また、幼児などとともに来庁する人にとっては、授乳や休憩できる場所として、和室などがあればいいのではないかと感じた。また、そのような方に対しては、職員の気遣いが大切ではないだろうか。

10年前の裁判所には、点字ブロックなどなく、身体障害者への対応は遅れていたと思われたが、最近になって急激に進展している。設備には財源が必要だが、今後も国民の理解を得られるように設備を充実してほしい。

身体障害者の方に裁判所の施設を見学してもらい、意見を聴くなどいろいろな人の意見を聴きながら今後の施設について考えていく必要があるのではないか。

裁判所としては、予算と必要性に応じて、優先順位を付けて計画的に整備していくことが必要だと考えている。

どのようなニーズがあるのかを知るために、民間のボランティア団体などの方に裁判所を見学してもらい、意見を聴く機会を設けてはどうだろうか。

身体障害者の方に対し、単に援助をするというのではなく、身体障害者の方が自力でやれるようにするために何が重要かという視点が大切なのではないか。

地方裁判所独自の判断でやれることは、裁判員制度に関する施設の整備と結びつけて実行していくべきではないか。

裁判所のロビーにある窓口の窓が小さいので、もっと大きくして来庁者が訪れやすいような開かれたものにした方がいいのではないか。

6 「活発な裁判所委員会」調査（アンケート）の取扱いについて

意見交換の結果、現時点において、次の理由で調査には回答しないこととした。

- (1) 調査元団体の代表者が明確でないこと。
- (2) 回答結果の利用方法が明確でないこと。
- (3) 調査項目が、最高裁ホームページで公表している盛岡地方裁判所委員会議事概要で概ね明らかなこと。

7(1) 任期終了委員の紹介

(2) 任期終了に伴うあいさつ（出席委員のみ）

第5 次回委員会について

委員の交代に伴い、開催日時及びテーマについては、確定次第、庶務担当から委員に対し通知することとした。

第6 閉会

以 上